

【問題】2008年度民法問題1

Aは、工作機械(以下「本件機械」という。)をBに代金3000万円で売却して、引き渡した。この契約において、代金は後日支払われることとされていた。本件機械の引渡しを受けたBは、Cに対して、本件機械を期間1年、賃料月額100万円で賃貸し、引き渡した。この事案について、以下の問いに答えよ。

1 その後、Bが代金を支払わないので、Aは、債務不履行を理由にBとの契約を解除した。この場合における、AC間の法律関係について論ぜよ。

2 AがBとの契約を解除する前に、Bは、Cに対する契約当初から1年分の賃料債権をDに譲渡し、BはCに対し、確定日付ある証書によってその旨を通知していた。この場合において、AがBとの契約を解除したときの、AC間、CD間の各法律関係について論ぜよ。

【出題趣旨】

小問1は、解除の効果と「第三者」(民法第545条第1項ただし書)の意義・要件、動産賃借権の対抗力の有無とその根拠、対抗力の有無から導かれる解除者と第三者との関係及び解除者が権利を主張するための要件などを論じさせ、基本的知識とその応用力を試すものである。小問2は、債権譲渡の有効性と対抗要件に関する基礎的理解を前提としつつ、債権譲渡が小問1の帰結に影響を及ぼすか否かについて、前記「第三者」や民法第468条第2項の「事由」等との関係を検討させ、基本的知識に加え、論理的思考力及び判断能力を問うものである。

論点

1. 解除の効果
2. 「第三者」(545条1項ただし書)の意義
3. 賃貸人たる地位の移転
4. 将来債権譲渡の有効性

事実整理の仕方

1 設問1

(1)AのCに対する引渡請求

ア 解除の効果

A→AB間の売買契約(555条)を債務不履行解除

(541条)⇒そして、解除の遡及効

本件機械の所有権はAに帰属

↓

A→C、所有権に基づく本件機械の引渡しを請求

イ 解除前の第三者

↓

Cは「第三者」(545条1項ただし書)？

↓

同条項ただし書の趣旨⇒「第三者」とは、解除された契約から生じた法律効果を基礎として、解除までに新たな権利を取得した者をいう。

↓また

解除前に、対抗要件を備えていることが必要。

ウ 動産賃貸借の対抗力

動産賃貸借、対抗力は×(605条の反対解釈)借地地借家法10条1項, 31条1項のような特別法×。

↓

対抗要件を備えることは不可。

↓

Cは「第三者」にあたる

↓しかし、

対抗要件×545条1項ただし書×。

エ ↓したがって

AのCに対する引渡請求は認められる。

(2)留置権の主張

ア A→C賃貸借契約は履行不能(541条)

賃貸借契約(601条)は終了。

↓

C→本件機械の留置権(295条)を主張できるか。

イ 損害賠償請求権の発生時期は、Bの債務が履行不能となるAの引渡請求時

↓

その時点においてB本件機械の所有者ではない。

↓

被担保債権の債務者と引渡し請求権者が同一×。

↓

Bに対する損害賠償請求権「その物に関して生じた債権」×。

↓

Cの留置権の主張×。

設問2

(1) AC間の関係

ア Cは解除前の「第三者」(545

条1項ただし書)。

↓しかし、

賃借権を対抗×

A→C本件機械の引渡し請求○

イ C留置権の主張×。

(2) CD間の法律関係

ア 将来債権譲渡契約の有効性

BDの将来債権譲渡契約

↓

特定されていればOK

↓

Cの賃料債務、期間1年、賃料月額100万円、明確

↓

将来債権譲渡契約は有効

イ Aの引渡し請求以前の賃料、D→C賃料支払請求○

ウ 468条2項の事由

Aの引渡し請求以後の賃料、C→Dへの支払いを拒める？

↓

債務者は「通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由」をもって譲受人に対抗可(468条2項)。

↓

「譲渡人に対して生じた事由」には抗弁発生の基礎となる事実も含まれる。

↓本件

A→C本件機械の引渡し請求が認められる

↓
BC間の賃貸借契約は、履行不能、終了。
賃料債権は発生せず。
↓なお
D「第三者」にあたらぬ。
↓よって
Dへの債権譲渡を考慮、やはり賃料債権は発生せず
↓そして
賃料債権であるという事実抗弁発生の基礎となる事実
↓したがって 賃料債権が発生しないという抗弁⇒
賃料債権であるという事実⇒通知以前に存在
「譲渡人に対して生じた事由」あり。
↓よって
CはDへの支払いを拒める。

解説

本問は、売買契約が解除された場合に、買主から売買の目的物を賃借していた者と売主の利益をいかに調整するか、および、買主から賃料債権の譲渡を受けていた者と売主の利益をいかに調整するかについて問う問題である。

小問1について

(1) 小問1では、Cが545条1項ただし書の「第三者」にあたるのではないかが中心論点になる。もともと、その前提として、解除の効果をどのように解するかという点について自説の立場を述べた上で、解除の効果からすると、原則としてAはCに本件機械の引渡請求ができる旨をしっかりと認定することが非常に重要である。

「第三者」にあたるかを検討するにあたっては、「第三者」の意義、権利保護要件または対抗要件の要否、善意の要否の三点について、もれなく触れておくことが必要である。

(2) Cが「第三者」として保護される場合、BC間の賃貸借関係がAC間に引き継がれ、Aが賃貸人としての地位を有することになるのかを検討することになる。この際、具体的にAがCに対して賃料請求することができるのかという観点から論じていくとよいであろう。

小問2について

AC間の法律関係としては、AがCに対して、本件機械の引渡請求もしくは賃料請求をすることができるかが問題となる。

賃料請求できるかについては、賃料債権の譲受人であるDとの優劣問題となるが、この前提とし

て、Dへの債権譲渡が将来債権譲渡として有効であるか触れておく方が安全であろう。また、ADの優劣については、法律構成、結論ともに複数の筋が考えられることから、自分なりの筋で、矛盾なく処理すればよいと思われる。

☆論点

1 解除の効果と解除前の第三者、動産賃貸借の対抗力

設問1で、AはAB間の本件機械の売買を、Bの代金支払債務の不履行を理由に解除(541条)している。解除の効果については、契約による拘束からの解放という趣旨を貫徹させるべく、契約を遡及的に消滅させるものと解されている(判例(大判大8.4.7))ので、解除によって、本件機械の所有権は遡及的にAに帰属していたことになり、Cは無権利者から賃借したにすぎないことになる。

そこで、Aとしては、Cに対し、所有権に基づき本件機械の引渡しを請求することが考えられる。

これに対し、Cとしては、解除における「第三者」(545条1項ただし書)として保護されると主張することが考えられる。そこで、[第三者]の意味が問題となる。

この点、同条項ただし書の趣旨は解除からそれ以前になされた取引の安全を保護することにあるから、「第三者」とは、解除された契約から生じた法律効果を基礎として、解除までに新たな権利を取得した者をいうと解するのが判例(大判明42.5.14)・通説である。

また、解除の場合には解除権者に帰責性がないこととの衡平上、第三者は、解除前に、対抗要件を備えていることが必要と解するのが判例(最判昭33.6)である。

本問では、CはAによる本件売買契約の解除前に、本件機械につき賃貸借契約を締結しているので、解除前に登場した「第三者」にはあたる。

そこで、Cが解除前に対抗要件を備えていたか、すなわち、動産賃貸借の対抗力が問題となる。機械の引渡しで対抗力が備わったか、であるが、現行法上、不動産と異なり、動産賃貸借においては対抗力は認められておらず(605条の反対解釈)、借地借家法10条1項、31条1項のような特別法もないので、対抗要件を備えることはできない、ということになる。

したがって、結局、対抗要件不具備を理由に、Cが545条1項但書で保護されることはなく、Aの所有権に基づく引渡請求は認められることになる。

2 将来債権譲渡契約の有効性

設問2では、Bは、将来生ずるCに対する賃料債権をDに譲渡している。そこで、このような将来債権譲渡が有効か問題となる。

この点、資金調達の便宜等から、将来債権であってもその内容が発生原因、額、始期と終期を明確にするなどして特定されている限りでその譲渡は有効に成力するものと解するのが判例(最判平11.1.29,百選H28事件)であり、それに従うのがよいであろう。

本問では、Dに譲渡された賃料債権は期間1年、賃料月額100万円というものであり、その内容は明確であることから、BD間の将来債権譲渡契約は有効であることになる。

ところで、BC間の賃貸借契約は、AのCに対する本件機械の引渡請求時に初めてBの使用収

益させる債務の履行不能が確定して終了する。Aの引渡請求以前の賃料については、有効な賃貸借契約に基づくものであるから、有効にそれを譲渡されたDはCに対して賃料支払いを請求できることになろう。

3 468条2項の「事由」

それでは、Aの引渡請求以後の賃料について、Cは賃貸借契約の終了を主張してDへの支払いを拒めるか。賃料債権のDへの譲渡時には債務者Cへの譲渡の通知のみがなされているところ、債務者Cは「通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由」をもって譲受人に対抗できる(468条2項)。そこで、「譲渡人に対して生じた事由」の意義が問題となる。

この点、複数の見解があるが、債権譲渡により債務者に抗弁喪失の不利益を負わせるべきでないという同項の趣旨から、「譲渡人に対して生じた事由」には抗弁発生の基礎となる事実も含まれると解する。

譲渡債権の発生原因たる契約の解除についてではあるが、通知時に解除原因発生の基礎があった場合には、通知後に債務不履行等の解除原因が発生し債務者が解除したときは、譲渡人に対抗できる、とする見解があり、判例(最判昭42.10.27,百選H29事件)もこの見解に近いであろうとされている。

AのCに対する本件機械の引渡請求以後には賃貸借の終了により賃料債権が発生しないが、債権譲渡通知時にこのことが顕在化しているわけではない。

しかし、将来の賃料債権はその性質上賃貸借の終了により当然不発生となることが予定されているので、譲渡された債権が賃料債権であるという事実は、賃料債権が発生しないという抗弁発生の基礎となる事実といってよいであろう。

したがって、賃料債権が発生しないという抗弁が通知より後に生じたとしても、賃料債権であるという事実は通知以前に存在しているので、Cはこのような「譲渡人に対して生じた事由」をもってDに対抗でき、Dへの賃料債権の支払を拒むことができることになろう。

【民法(債権関係)改正の影響】

1 改正後民法466条の6第1項は、将来債権の譲渡が可能であることを明示している。そして、同2項は、将来債権譲渡においては債権が発生したときに譲受人が当然に当該債権を取得することを規定している。

2 また、改正後468条1項は、債務者が債権譲渡の通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗できる、と規定していた改正前468条2項の射程を、「対抗要件具備時」、すなわち債権譲渡の通知を受けたとき、ないし、譲渡の承諾をしたときまでに生じた事由をもって譲受人に対抗できる、という形で一般化している。

問題処理の思考ポイント

1. 答案を作成するにあたっての注意

民法の答案においては、まず、原則論を丁寧に論じることが何よりも大切である。本問でいえば、「第三者」の意義を論じるにあたって、解除すればAの請求が認められるのが原則である旨の指摘がなければ「第三者」の意義についてきちんと触れられていても、高評価は望めない。思考の流れとしても、何か原則なのかをしっかりと押さえることで、混乱するのを避けることができる。

2. 論点組合せ問題

出題趣旨は、論点を列挙する形式になっている。

これらの論点をいくつか拾えるかで差が付く。

典型的な論点組合せ問題である。

「対抗力の有無から導かれる解除者と第三者との関係」は、法律構成の分岐点となる部分である。

対抗力を否定すればCは不法占拠者。賃貸人の地位の移転の問題は生じない。

他方、対抗力を肯定すれば、Aに賃貸人の地位が移転するかの問題となる。これらを正しく検討できているか。

なお、賃貸人の地位の移転は、賃料を請求するAの側から主張すべき問題である。Aに賃貸人の地位が移転するからCが本件機械の引渡しを拒める、というわけではない。

従って、「Cが賃貸人の地位の移転を主張して、引渡しを拒めるか」などという論述は誤りである。

また、「解除者が権利を主張するための要件」は、対抗力を肯定した場合に論じる必要のある論点である。すなわち、Aが賃貸人の地位をCに対抗するための要件である。通常ならば、二重払いの危険から対抗要件が必要だ、と論じるところである。

しかし、本問で引渡しが必要だとすると、妥当な結論を導くのが難しい。

従って、この点は敢えて論じない、という戦略を採った人が上位になっている。

このように、対抗力を肯定すると、書くべき論点が増える。通常は、論点が増える筋で書いた方が良い評価になりやすい。

しかし、本問では、対抗力を否定してあっさりAの明渡しを肯定してもA評価になっている。

結果的には、対抗力を肯定すると難しい論点に直面するため、否定した方が無難だったようだ。

もっとも、これは全体の出来が悪かったことが要因と思われる。

2、上位者の傾向

上位者には共通する傾向がある。

それは、基本を丁寧に書き、応用部分は雑に書くということである。

本問でいうと、「第三者」の意義については、解除の効果(直接効果説)から丁寧に論じている。対抗要件(権利保護要件)の要否についても、理由を付して論じている。

他方で、動産賃貸借の対抗要件は、結論だけしか書いていない人がほとんど。

また、545条1項ただし書の適用があってもAが所有権をCに対抗できる理由や、Aの所有権取得時期(いつから賃貸人となるか)、動産賃貸借における賃貸人の地位の移転の肯否、解除による賃貸人の地位の移転の肯否等については、触れてすらいない。

また、賃貸人の地位の対抗のための要件についても、前述のように書かない人が多い。それで、十分上位の評価になっている。

本試験特有の問題意識に答えようとして応用部分を大展開し、基本部分を雑にすると、かえって評価を下げる。

小問2の出来栄え

意外だったのは、小問2の出来が悪かったということだ。

多くの人が、関係の無い論点しか書いていなかったようだ。実質白紙である。

ほとんどの人ができていなかったために、それでも小問1次第で上位評価になっている。

しかし、債務不履行の基礎となる事実と「事由」や、債権譲渡と解除における「第三者」という論点は、マイナー論点ではない。

予備校でもAAランクとされるような基本論点である。

しかも、上記二つの論点は、答練等においてセットで出題されることの多い論点である。

小問2で現れる法律行為は、債務不履行解除と債権譲渡である。この二つから、ピンと来るべきである。その上で、もう一度問題文を精読する。

そうすれば、典型的な場面とは異なる(解除された契約から直接生じた債権の譲渡ではない)ことに気付く。

どうやら概ね同じようなことを訊いているようだ。

少なくとも、その他に思いつく論点よりは本筋に近そうだ。このようなことは判断できたのではないか。

このような論点落ちが生じるのは、演習不足が原因である。問題集等を繰り返し解く時間をどれだけ作れるか。

できれば、1問ずつ答案構成まで行うのが理想である。

しかし、時間がない場合は、問題を読んで条文を使って事実を分析し、論点の列挙だけを行うという方法もある。

多論点問題の多い民法や刑法各論等の場合は、その方が効率が良いかもしれない。どうしても

時間がない場合は、問題文と解答例を音読するだけでもそれなりに効果がある。問題文から論点を抽出する能力は、漫然と基本書を読んでいてもなかなか身に付かない。

基本書中心で学習する場合には、各論点の典型事例を意識する癖を付けると良いと思う。基本書の論点部分に印を付けておき、それを見て典型事例を思い出す訓練などが効果的だろう。

なお、「債権譲渡が小問1の帰結に影響を及ぼすか否か」については、Cの対抗を認めるか否かで検討する事項が異なる。

対抗力を肯定した場合は、賃料債権の帰属の問題(AとDへの二重譲渡類似)になる。

他方、対抗力を否定した場合は、賃料相当額の利得の帰属の問題となる。

Dの履行請求が認められれば、Cには利得がないということになる。

もともと、具体的に書くべき中身は、それほど変わらない。

<参考答案例>

第1. 小問1について

1. AはCに対して、本件機械の所有権に基づく引渡請求をすることができるか。

① Aは、AB間の売買契約(555条)をBの代金債務の履行遅滞を理由として解除している(541条)。そして、解除の効果(545条1項本文)は、反対債務の履行責任からの解放という解除の趣旨を徹底する観点から、契約の遡及的消滅と解すべきである(直接効果説)。

そうすると、Aの解除によって、AB間の売買契約は遡及的に消滅し、Aが当初から本件機械の所有権を有していたことになる。

(2)では、Cは[第三者](545条1項ただし書)として例外的に保護されないか。

ア 同条ただし書の趣旨は、解除の効果によって不利益を受ける第三者の取引の安全を保護する点にある。かかる趣旨からすれば、「第三者」とは、解除の効果によって不利益を受ける者、すなわち、解除された契約から生じた法律効果につき、解除前に新たな権利を取 誰得した者をいうと解する。

イ また、詐欺取消し等と異なり、本人に帰責性が認められない解除の場合において、本人の犠牲の下、第三者が保護されるためには、権利保護要件としての登記または引渡が必要であると解すべきである。そして、後 市

に解除がなされるかどうかは第三者には了知できないから、第三者の善意は不要である。

ウ 本間では、AB間の売買契約に基づいて、CはBから本件機械を賃借したのであり、「第三者」にあたる。また、権利保護要件としての本件機械の引渡も受けている。

(3)したがって、Cは545条1項ただし書によって保護されるので、AのCに対する請求は

認められない。

2. この場合、Aは賃貸人としてCに賃料請求することはできるのか。

この点、解除によってAB間の売買契約は遡及的に消滅した以上、Bは本件機械に関する法律関係からは離脱することになる。

そして、Cは545条1項ただし書で保護される結果として、Bの賃貸人たる地位は、そのままAに移転すると考えるべきである。このように解しても、賃貸人の債務は没个性的であるので、Cには不利益ではない。

したがって、AはCに対して月額100万円の賃料請求をすることができる。

第2. 小問2について

1. AC間の法律関係

(1) 前述のように、545条1項ただし書の適用により、AはCに対して本件機械の引渡請求をすることはできない。

(2) では、AはCに対して、賃貸人として賃料を請求することができるか。Bが解除前にあらかじめ1年分の賃料債権をDに譲渡していることから、そもそもかかる譲渡は有効か、将来債権譲渡の有効性が問題となる。

ア この点、未だ発生していない債権の譲渡を認めることは、債権の特定性に反し、許されないのが原則である。

しかし、取引の現状からして、将来債権を譲渡して資金を得る必要がある。そこで、債権の発生時期及び内容が明確である場合には、債権の特定性が害されないといえることから、例外的に将来債権も有効であると解する。

イ 本問では、機械の賃料は月額で定められているので、100万円の債権が毎月発生するとして、発生時期は明確である。また、期間1年と決まっているので、総額が1200万円であり、債権の内容としても明確である。

ウ したがって、本問のBからDへの債権譲渡は有効である。

(3) そうであるとしても、解除によって、Aが賃貸人の地位を得ることになり、DはもはやCには賃料請求できないのではないか。Dが「第三者」(545条1項ただし書)にあたるかが問題となる。

ア 前述の「第三者」の意義に照らすと、Dは、Bが本件機械を譲り受けCに賃貸したことによって生じた賃料債権を解除前に新たに取得した者であることから、「第三者」にあたる。

また、Dは権利保護要件としての確定日付ある通知(467条2項)も備えている。

よって、Aは解除の効果をDに主張できず、Cに賃料請求できるのはDである。

イ したがって、Aは、Cに対して賃料請求することはできない。

ウ かかる結論は、Aにとって酷とも思える。しかし、Aが取得する賃貸人の地位は、あくまでもBが有していた賃貸人の地位に過ぎない。

また、AはBに対しては解除の効果を主張できる以上、BがDから受け取った債権譲渡

の対価を、不当利得(545条1項本文、703条)として返還請求できると考えるので、酷とはいえない。

2. CD問の法律関係

前述のように、DはCに対して賃料請求することができ、これに対して、Cは支払義務を負うことになる。

以上